

令和元年6月25日現在

機関番号：18001

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16933

研究課題名（和文）戦後米国の太平洋戦略とグアム統治政策 米海軍政府の土地接収とチャモロ住民の対応

研究課題名（英文）U.S. Pacific Strategy and the Military administration on Guam, 1945-50

研究代表者

池上 大祐（IKEGAMI, Daisuke）

琉球大学・国際地域創造学部・准教授

研究者番号：00633562

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：アメリカ国立公文書館にて、米海兵隊、米海軍作戦司令本部、海軍作戦本部の記録から、グアム軍政統治に関する史料を入手することができた。また、トルーマン州立大学にて、ジョン・コリア文書を手に入れることができた。これらの史料をもとに、論文「第二次世界大戦後におけるアメリカ知識人のグアム認識 - エスニック問題研究所（IEA）の言論活動を素材として」、学術報告「アメリカ海軍によるグアム軍政統治と軍事基地」を発表した。これらの成果により、グアムという地域の「境界性」と基地の帝国アメリカの実態が浮き彫りになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

申請者自身が生活している沖縄の現状を深く意識することから、現代社会がの本質を理解しようとする隣接学問（平和研究、国際政治学、文化人類学等）との共同・連携へと展開することができる。平和構築に向けた現状と課題、新自由主義のもとで分断されていく主体間の連帯の問題、グローバルな地域社会の展望などといった課題に取り組むための「知」の共同体の構築に貢献することが可能となった。具体的に、歴史教育をテーマにしたアウトリーチ活動も展開し、学術研究成果を中等教育機関での社会科教材として活用する方法について、地域住民や地域の学生と共有することができた。

研究成果の概要（英文）：I researched at the National Archives and Records Administration, and Truman State University, then I could get some very important materials, for example, Records of the U.S. Marine Corps, Records of Chief of Naval Operation, Records of Naval Operating Forces, and John Collier Papers.

I wrote the article "The American Intellectuals' perception of Guam After World War 2: Analyzing of the Institute of Ethnic Affairs's publications". And I had a presentation about U.S. Naval administration on Guam and Military Bases.

研究分野：アメリカ現代史

キーワード：米軍基地 自決権 グアム 市民権

## 1. 研究開始当初の背景

第二次世界大戦後のアメリカは、グローバルな軍事基地ネットワークを確保するという目的から、ミクロネシア（旧日本委任統治領）を、1947年4月から国際信託統治領として自国の施政下に置いた。さらにアメリカは、1899年に米西戦争勝利の結果スペインから獲得し軍政統治してきたグアム（1942年12月10日から日本軍に占領される）を1944年7月に日本軍から「解放」し、再び軍政統治を開始した。これらの事象は、1945年6月に成立した国際連合憲章第12章「国際信託統治制度」と第11章「非自治地域に関する宣言」を根拠としたものであった。前者は「旧国際連盟委任統治地域」と「敵国からの分離地域」のみを適用領域とした上で、「自治もしくは独立に向けて」信託統治領住民を漸進的に発展させることを目的とし、後者は連合国の植民地地域における「自治」の発達を施政国の義務とした。沖縄も、サンフランシスコ講和条約第3条で「信託統治に置くまでの間、軍政を継続する」ことになり、結果的に信託統治化は排除され、米軍基地の集中という現状がいまなおアクチュアルな課題として注目されている。

それにもかかわらず、アメリカ現代史研究における従来の「アジア太平洋地域」論は、日米関係、米中関係、米・豪・ニュージーランドなどの国家間関係史あるいは国際関係史的な枠組みが主流となっており、太平洋の中央に位置する島嶼地域と関係性は看過されてきた。近年では、冷戦と「第三世界」との相互関連性が強調され、「東西」のみならず「南北」の関係も描かれるようになった（※ウエスタッド[2012]『グローバル冷戦史』名古屋大学出版会）し、冷戦終結後には、2001年の「9・11」を契機としたアメリカ単独行動主義を、「基地の帝国」という概念で批判する研究も登場する（※ジョンソン[2004]『アメリカ帝国の悲劇』文藝春秋）。しかし、アメリカ現代史研究の文脈に、対太平洋島嶼地域政策を位置づける本格的な実証研究が喫緊の課題となっている。

## 2. 研究の目的

そこで本研究は、太平洋地域（Pacific region）と地域社会（local community）の相互関係のダイナミズムに「アメリカ」が権力・暴力の行使／民主主義の実践を通じて、いかように関わってきたのかを探求する。その事例として、今回は米領グアムに注目する。

グアムは、1941年12月から3年ほど日本軍による占領期を挟みながらも、1899年からアメリカ海軍による軍政統治が継続され、1950年の「グアム基本法」によってアメリカ憲法下におけるグアムの法的地位が正式に「未編入領土（unincorporated territories）」とされた。また、グアムの先住民チャモロ人たちへのアメリカ市民権が付与され、統治主体も米海軍から米内務省へと移管された。そのチャモロ人にアメリカ市民権を希求させたアメリカの土地接収政策の実態がどのようなものだったのかを解明し、チャモロ社会側の「抵抗」と「受容」の論理の複雑な絡み合い方を分析することを目的とする。対象時期は、米軍によるグアム再上陸からグアム基本法が制定されるまでの1950年とする。理由はこの時期の強制土地接収が急激に展開され、またグアム議会が1946年に復活されたことで、アメリカとグアムの両方の動向を注視できる時期であるからである。

以下の3点が解明すべき具体的な論点となる。[A]米海軍政府による土地接収政策の実態解明：グアム全土に占める土地の広さ、強制退去されたチャモロ人に対する補償や対応、接収した土地の活用内容などを、米海軍省および米海軍政府の動向に注目しながら、明らかにする。[B]グアム側のアメリカに対する抵抗と受容をめぐる言説分析：グアム議会での議論や、グアムで開催された米会議公聴会に出席したチャモロ人の発言、各種メディアの言説から、「アメリカ市民権の獲得」（＝受容）という論理と「土地返還（補償）の要求」（＝抵抗）の論理のせめぎ合いを解明する。[C]アメリカの太平洋戦略におけるグアムの位置の解明：[A]と[B]の成果を統合する作業を進めるために、土地接収政策とチャモロ住民の「抵抗」と「受容」が、アメリカの太平洋戦略のなかでどのような位置を占めていたのか、どのような相互影響関係があるのかを分析する。

## 3. 研究の方法

グアム全土に占める土地の広さ、強制退去されたグアム住民に対する補償や対応、接収した土地の活用内容などを明らかにするにあたって、すでに2012年度のアメリカ国立文書館での予備調査を進めている。その際、すでに米内務省領土局ファイル（Record Group126：Office of Territories Central Classified Files, 1907-1951）のなかに「Guam」のフォルダーが含まれており、在グアムの米軍政府からの国際連合へのグアム統治に関する年次報告書（年次ごとに土地補償状況の概要がまとめられている）を既に入手している（BOX531 Guam Report General, Governor, BOX532 Guam Report Governor, Naval Government, BOX533 Guam Report Governor, Naval Government）。これをベースに、米海軍軍政府の政策や土地接収の状況をさらにつかむために、アメリカ国立公文書館に所蔵されている「米海軍作戦本部記録」や「米海軍省記録」からグアム統治および土地接収の状況に関する記述を拾い出す。さらに、アメリカの文化人類学者で、1930年代にアメリカ軍政府からの依頼で、グアム調査をした経験があり、その調査結果

を『グアムとその人々』という著書（1941、1947年）にまとめたローラ・トンプソンの文書群がグアム大学内のマイクロネシア地域研究センター（MARC）に所蔵されているので、それも活用してアメリカの土地政策に関わる事実関係を掘り起こす。なお、史料を収集し読み進めるにあたって、ファイルに含まれる史料の数は膨大となる。そこでまず「グアム」に関する記述と、「土地政策」に関する記述の双方を網羅的に収集し、そこから、1940年代後半から50年までのグアムにおける土地接収の状況に関する情報を拾い出していく。

グアム現地の新聞や雑誌等の収集も進め、現地の言論空間の状況もしっかりと抑える。グアム大学マイクロネシア地域研究センターにGuam NewsやGuam Daily Newsなどが所蔵されている。さらに、上述したGuam Echoの編集長のジョン・コリアの文書群を活用する。ジョン・コリアは青年期を革新主義時代の雰囲気の中なかで過ごし、1930年代のニューディール期には米内務省のインディアン担当行政官として対インディアン諸政策に携わったという経験を経て、戦後に「エスニック問題研究所」の創設し、Guam Echoの創刊を行う人物であることから、彼の目線からみたグアム像、米軍政統治像を明らかにする。（ミズーリ州のトルーマン州立大学図書館に所蔵）。

#### 4. 研究成果

##### （1） 史料調査の成果

###### ① アメリカ国立公文書館新館

米海軍政府による土地接収政策（主に基地拡張政策）の実態解明に必要な史料収集を中心的に行い、以下の史料を収集した。

- Records of the U.S. Marine Corps (Record Group 127)  
“Guam Island Command” (1944-46)
- Records of Chief of Naval Operation (Record Group 38)  
“Records of the Base Maintenance Division, CNO, 1941-1953”
- Records of Naval Operating Forces (RG313)  
Trust Territory of the Pacific Islands, Office of the Deputy High Commissioner,  
General Administrative Files, “Naval Government of Guam, Monthly Report”

###### ② トルーマン州立大学図書館（ミズーリ州）

米海軍政府によるグアム統治を批判する言論活動を行ったジョン・コリア文書（John Collier Papers）を、にて収集した。特に、米内務省インディアン局長を辞任し、アメリカ市民権構造についての議論を展開するための「民族問題研究所」（Institute of the Ethnic Affairs）を創設した1945年以降の文書メモや議事録、定期刊行物等を収集した。これらの史料は、グアム統治に対するアメリカ側の動向を示すものであるが、従来は「外交史」の範疇であった軍事基地拠点形成の実態と、従来は「内政史・社会史」の範疇であったアメリカ市民権構造への当時の認識の在り方を統合して論じていくための史料を入手できたことは極めて重要な成果であった。

##### （2） 論文・学会報告等による成果

2017年度に、前述②のトルーマン州立大学図書館で収集したJohn Collier Papersの分析をすすめた。その成果は、アメリカ学会での口頭報告（2017年6月4日）、琉球大学法文学部人間科学科紀要『人間科学』に論題「第二次世界大戦後におけるアメリカ知識人のグアム認識—エスニック問題研究所（IEA）の言論活動を素材として—」とし結実した。その骨子は以下の取りである。第二次大戦末期にジョン・コリアによって設立された「エスニック問題研究所」がグアムという米領植民地地域をどのように認識していたのかを、定期刊行物『ニューズ・レター』と『グアム・エコー』の論調を素材として分析するものである。IEAの活動初期はグアム住民の賃金や土地補償などの厳しい現状を拾いあげながら米海軍統治批判を展開した一方で、民政移行の具体化は米海軍の反対により進まなかった。しかし1949年3月の「グアム議会ボイコット事件」を契機に、「グアム基本法」の制定が優先事項として認識されると、その関連記事が上記機関紙に多く掲載されはじめ、グアム住民の状況に関する情報が見られなくなった。編集業務に携わったコーガンの回想記では「我々は海軍に勝利した」としているが、必ずしも同法案はグアム住民の声をすべて反映させたものではなかったことと1950年の同法施行以降も、土地問題等で厳しい状況が残されたことから、IEAの活動の意義を認めつつもそこには限界性も内包されていたと結論づけた。

2018年度には、前述①で収集した史料に依拠して、2つの学術研究会での講演・報告を通じて、米再占領下グアムにおける軍政統治と基地拡張の実態について一部明らかにした。概要はいかのとおりである。1950年のグアム基本法の成立によってグアム統治の主体がアメリカ海軍からアメリカ内務省へ移管した後も、アメリカ海軍および航空部隊は、20,072haの土地の直接管理を継続したが、その面積はグアム全土の36%であることから、1944年から1946年までの間が、米軍土地接所有（グアム全土の67%）の「最盛期」といえよう。この時期に、日本軍から奪取して建設・整備されたオロテ海軍飛行場とアガナ海軍飛行場、米陸軍航空部隊による戦略爆撃の出撃拠点となったハーモン飛行場にくわえ、ジャングルを開発するかたちでグアム北部に位置する2つの飛行場（北部飛行場、北西飛行場）も建設され、陣中日誌が終わる1946

年7月までにはほぼすべて完成するにいたった。

そのなかで、マーシャル諸島など米海軍軍政下にある他の島嶼地域における海軍戦力の展開とも連動している事例も見られ、太平洋軍事戦略のなかにグアムが位置づけられていることも読み取れる。米海軍の港湾施設は、日本軍による占領以前からのアメリカ海軍の拠点であったアプラ湾区域で再び進められ、その南部のフェネ地区には海軍弾薬庫が建設されたが、不要になった弾薬は海上に投棄されるなどといった事例も報告されていた。こうした基地建設は、軍事戦略上の観点のみならず、米兵がいかにかグアムで「快適に過ごす」のかという点からも考慮され、オロテ、ピティ、タモンにレクリエーション用施設までも建設された。

自らの海軍軍政統治のありようを「模範的な姿勢」として自認するグアム島司令部司令官の発言とは裏腹に、上記の基地拡大にともなって土地を接収されることになったチャモロ人たちは、むしろ基地拡大（特にレクリエーション目的による活用）に不満を感じ、米軍による差別的待遇の是正へと動き出していくのである。従来、「1946年までにグアムにて米軍基地が拡大した」という一般的な事実のみが先行研究で語られてきたが、『戦時日誌』を紐解くことで、より具体的な米軍基地拡大のプロセスの一端が明らかになった。この実態は、基地社会のなかに生きるチャモロの人々が、具体的に何に対して「不満」ないし「怒り」を持ったのかを明らかにするための前提ないし背景を知る手掛かりとなろう。このことは、今なおグアム社会が抱えている課題でもあるし、報告者が生活する沖縄においてもグアムと共通する課題に、今なお直面させられている現状があるのである。

### (3) 研究成果のアウトリーチ活動

2018年1月、北海道の高校教員を招へいして、座談会『『境界(border)』からの歴史実践』を勤務校で開催した。米領グアムのみならず、沖縄、北海道を含めて「境界」という概念で包摂するときに、どのような比較の視座が得られるのか、そしてその成果を、歴史教育の現場でどう活かせるのかについて、聴衆者とともに議論した。

2018年6月、琉球・沖縄史研究会〔仮称〕（現・琉球沖縄歴史学会）6月例会企画「地域と世界史をつなぐ—琉球・沖縄の視点から—」を企画し、地域（沖縄など）の歴史と世界史をつなぐ教材化・展示化の展望や課題を、高校・大学・博物館（行政）での経験や研究成果を共有した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 池上大祐「星野英一他著『沖縄平和論のアジェンダ—怒りを力にする視座と方法』（法律文化社、2018年）」『広島平和研究』、査読無、第6号、2019年3月。（依頼原稿）、121-126頁。
- ② 池上大祐「第二次世界大戦後におけるアメリカ知識人のグアム認識—「エスニック問題研究所（IEA）の言論活動を素材として—」『人間科学（琉球大学法文学部人間科学科紀要）』、査読無、37巻、2017年、103-131頁。
- ③ 池上大祐「2016年度歴史学研究大会報告批判（現代史部会）」『歴史学研究』、査読無、952号、2016年、59-61頁。（依頼原稿）

〔学会発表〕（計4件）

- ① 池上大祐「アメリカ再占領後のグアムにおける軍事基地拡大の実態分析—アメリカ海兵隊グアム島司令部『戦時日誌』（1944～46年）を素材として—」沖縄シンポジウム「冷戦期の沖縄と東アジア」、2018年。
- ② 池上大祐「アメリカ海軍によるグアム軍政統治と軍事基地—1944-46年を中心として—」済州大学校共同資源研究センター主催国際学術研究会「軍事の島と地域社会」招待講演、2018年。
- ③ 池上大祐「歴史にみるトランプ政権—「ジャクソニアン」の系譜と「西漸運動」シンポジウム「トランプ政権誕生180日と沖縄」対外問題研究会（於沖縄国際大学）、2017年。
- ④ 池上大祐「アメリカ知識人のグアムに関する—考察—1945～50年における民族問題研究所（IEA）の活動を中心に—」第51回アメリカ学会自由論題報告、2017年。

〔図書〕（計1件）

- ① 土肥勲嗣・平井一臣編『つながる政治学』法律文化社、2019年3月、65-81頁。

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件） なし

名称：

発明者：

権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

○取得状況（計0件） なし

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

[その他]  
ホームページ等 なし

6. 研究組織 なし

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。